

令和7年度 京都市立総合支援学校高等部

# 入学者募集要項

京都市立総合支援学校高等部（以下「総合支援学校高等部」という。）の  
令和7年度の入学者の募集は、総合支援学校高等部に入学を志願する者  
（以下「志願者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行うもの  
とする。

京都市教育委員会

# 目 次

普通科の募集について	… 1
各様式（普通科）	… 10
職業学科の募集について	… 17
各様式（職業学科）	… 25

# 普通科

## 対 象

### ○地域制の総合支援学校

- ・ **北総合支援学校** **普通科**  
[上京区堀川通寺之内上る 2 丁目下天神町 650-1 TEL:075-431-6636]
- ・ **北総合支援学校中央分校** **普通科**  
[下京区油小路通仏光寺下る太子山町 602-1 TEL:075-708-3883]
- ・ **東総合支援学校** **普通科**  
[山科区大塚高岩 3 TEL:075-594-6501]
- ・ **西総合支援学校** **普通科**  
[西京区大枝北沓掛町 1 丁目 21-21 TEL:075-332-4275]
- ・ **呉竹総合支援学校** **普通科**  
[伏見区桃山福島太夫北町 52 TEL:075-601-9104]

### ○鳴滝総合支援学校 **普通科**

[右京区音戸山山ノ茶屋町 9-2 TEL:075-461-3221]

## 1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、かつ、(4)又は(5)のいずれかに該当する者であることとする。

なお、5に掲げる入学相談を、入学を希望する総合支援学校において必ず受けること。

(1) 令和7年3月31日までに中学校若しくは義務教育学校、中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）又は特別支援学校中学部を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

(2) 中学校等又は特別支援学校中学部を卒業した者

(3) 総合支援学校高等部への入学に関し、中学校等又は特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者

ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和7年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

オ 志願する総合支援学校の校長（以下「総合支援学校長」という。）が、中学校等又は特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 北総合支援学校及びその分校、東総合支援学校、西総合支援学校並びに呉竹総合支援学校にあつては、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者であつて、療育手帳、身体障害者手帳を有するなど特別な支援を必要とし、保護者（親権を行う者又は未成年後見人その他これに準じると認められる者をいう。志願者が成年の場合には、本人。）の居住地が別表1の通学区域内にある者。（ただし、保護者の居住地が別表2に定める調整区域にある者については、同表のとおりとする。）

(5) 鳴滝総合支援学校（普通科）にあつては、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の筋ジストロフィー症又はその類似疾患等の者で、独立行政法人国立病院機構宇多野病院に入院し、又は令和7年3月31日までに入院見込みの者

## 2 募 集

入学者の募集は、この要項により総合支援学校長が行う。総合支援学校高等部の令和7年度第1学年の募集定員は、次のとおりとする。

学 校 名	設置学科	募集定員
北総合支援学校	普通科	30名程度
北総合支援学校中央分校	普通科	15名程度
東総合支援学校	普通科	30名程度
西総合支援学校	普通科	30名程度
呉竹総合支援学校	普通科	30名程度
鳴滝総合支援学校	普通科	10名程度

## 3 出願の手続

### (1) 願書受付期間

**令和7年1月14日（火）～1月17日（金）の午前10時から午後4時まで**  
原則、志願する学校へ持参すること。

### (2) 提出書類

書類名	提出部数	作成者
入学願書〔普通科〕（様式1A）	1通	志願者及び保護者 （以下「志願者等」という。）
高等部入学相談願（様式1B）	1通	志願者等
報告書 （様式2A） （様式2B） （様式2C）	1通	志願者が在学している又は卒業した、中学校等又は特別支援学校（以下「在学学校等」という。）の校長
調査書〔普通科〕（様式3-1）	1通	保護者

注 報告書は、志願者の教育課程に応じて、様式2A、様式2B又は様式2Cのいずれかの様式を使用すること。

### (3) 志願者等の手続

志願者等は、入学願書、高等部入学相談願及び調査書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印のうえ、在學校等の校長を経由して、志願する総合支援学校長に提出する。ただし、1(3)に該当するなど特別の事情によって在學校等の校長を経由することが困難又は不可能な者は、事前に志願する総合支援学校長に相談すること。

### (4) 在學校等の校長の手続

在學校等の校長は、志願者等が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめたうえ、所要事項を記入、及び必要箇所に押印し、その他必要書類を作成し、志願する総合支援学校長に提出すること。

### (5) 総合支援学校長の処理

総合支援学校長は、提出された書類を審査のうえ受け付け、高等部入学相談願右側の高等部入学相談票に所要事項を記入、契印し、切り離して志願者等に交付する。

### (6) 出願に関する注意事項

北総合支援学校及びその分校、東総合支援学校、西総合支援学校並びに呉竹総合支援学校に志願する者のうち、次のいずれかに該当する者は、**令和6年11月28日(木)**までに、志願する総合支援学校の教育相談を受けていること。ただし、特別の事情により期日までに教育相談を受けることが困難又は不可能な場合は、そのことが判明した後、速やかに志願する総合支援学校長に相談すること。

ア 中学校等の普通学級を卒業する見込みの者

イ 中学校等又は特別支援学校中学部を卒業した者

ウ 肢体不自由者であって、入学した総合支援学校高等部において、各教科・科目の単位の修得によって高等部の全課程修了(卒業)の認定を希望する者

## 4 提出書類の記入要領

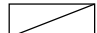
### (1) 提出書類記入上の注意

ア 各提出書類の記載は、横書きとし、数字は算用数字を使用すること。

イ 各欄については、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。

(ア) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。

(イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。

- (ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を○で囲むこと。
- (エ) ※欄は、在學校等では記入しないこと。
- (オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は斜線 (  ) で抹消すること。

(2) 報告書について

ア 指導要録に基づき、障害や発達の状態の判定に資するように作成すること。

なお、第3学年については、過年度卒業者を除き、令和6年12月31日現在の記録を記入すること。

報告書の様式は、次の表に掲げるところによる。

志願者の教育課程	報告書の様式
中学校に準じた教育課程	様式2A
育成学級（学校教育法第81条に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。）の教育課程（発達遅滞）	様式2B
主として領域・教科を合わせた指導を行う教育課程 主として自立活動の指導を行う教育課程	様式2C

イ 「学歴」欄の1段目には中学校等への入学日を記入すること。また、中学校等在学中に育成学級に入級した場合は、入級日を記入し、入級を○で囲むこと。2段目には中学校等名を明記し、卒業見込み又は卒業について該当するものを○で囲むこと。育成学級在籍者については、( ) 内に「発達育成」、「情緒育成」等を記入すること。

ウ 様式2Aを使用する場合の「学習の記録」の欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によって記入すること。ただし、平成29年3月以前の卒業者については記入を要しない。

- (ア) 「観点別学習状況」は、第3学年の各必修教科について、各中学校等の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。
- (イ) 「必修教科」の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年についてすべて「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」による5段階評価によって5・4・3・2・1（5を上位とする。）の評定を使用すること。

なお、育成学級及び総合支援学校に在籍する知的障害のある生徒等については、次の（a）及び（b）の評定を併せて記入すること。

- (a) 「中学校学習指導要領」に示す目標に照らして、その実現状況を5段階の評  
定点により記入すること。
- (b) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に示す中学部の目標又は生徒  
の発達状況を踏まえ各中学校等において定める目標等に照らして、その実現  
状況を5段階の評定点により、( ) 書きで記入すること。
- (ウ) 「総合的な学習の時間の記録」は、学習活動及び指導の目標や内容に基づいて  
各中学校等が定めた評価の観点を踏まえ、生徒の学習状況における顕著な事項等  
(生徒にどのように力が身についたか、どのような学習成果が得られたのか等)  
に関して記入すること。
- エ 様式2 B又は様式2 Cを使用する場合の「学習の記録」の欄は、指導要録の内容  
に基づき、第3学年の成績を次の要領によって記入すること。ただし、平成29年  
3月以前の卒業者については記入を要しない。
- 各教科、特別活動、自立活動について、指導要領に定められた各教科等の目標、  
内容に照らし、到達の程度、指導内容の習得の状況等を記入すること。
- 領域・教科を合わせた指導がある場合は、その状況を記入すること。
- なお、自立活動については、指導した事項及びその結果等について記入すること。
- オ 「総合所見」欄は、次の要領によって原則として箇条書きで記入すること。
- (ア) 障害の状態、通学の状況その他特記事項について
- 生徒の障害の状態、学校生活全体で見られる生徒の行動の特徴をはじめ指導上  
留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、生徒の住所から志望校に通学  
する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通しその他生徒  
の障害や発達の状態に関して特記すべき事項を記入すること。
- なお、様式2 Aを使用する場合は、必要に応じて自立活動について指導した事  
項及びその結果等を記入すること。
- (イ) 特別活動、部活動その他行動の状況等について
- 3年間の特別活動における活動状況(学級活動、生徒会活動、学校行事等)、  
部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受  
けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動  
の状況等について顕著なものを記入すること。



(3) 調査書について

「保護者の意見」欄には指導上の参考となる内容をできる限り詳しく記入すること。

## 5 入学相談

(1) 実施日時及び実施場所

学校名	実施場所	実施日時
北総合支援学校	北総合支援学校	<b>令和7年2月2日（日）</b>
北総合支援学校中央分校	北総合支援学校中央分校	
東総合支援学校	東総合支援学校	
西総合支援学校	西総合支援学校	
呉竹総合支援学校	呉竹総合支援学校	
鳴滝総合支援学校（普通科）	鳴滝総合支援学校	

(2) 実施内容

志願者及び保護者同席で面接を行う。

※高等部入学相談票、筆記用具、その他志願する学校から指示するものを持参

(3) やむを得ない理由による欠席者の措置

入学相談の日にやむを得ない理由によって欠席した者であって、入学相談受付時刻終了までに相談実施校の総合支援学校長に連絡した者は、追相談を受けることができる。

(4) 入学相談に関する特別措置

入学相談を受ける際に配慮を必要とすると考える者は、志願する総合支援学校長にあらかじめ申し出ること。

## 6 入学者の決定

総合支援学校長は、報告書及び調査書、入学相談の結果を資料として、総合的に判断し、入学者を決定するものとする。

## 7 入学決定通知

入学決定の通知は、在 schools 等の校長を経由して**令和7年2月17日（月）以降**に志願者等に発送する。

## 8 住所の届出を要する場合等の手続

転居の予定のある者及び生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、願書を提出すること。

区 分	(1) 転居により住所の届出を要する場合		(2) 生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる場合
	①京都市の区域内における転居	②京都市の区域外から京都市の区域内への転居	
入学願書に添付する書類	住所に関する届（様式4）		
提出先	願書提出時の住所が属する通学区域の総合支援学校長	入学時の住所が属する通学区域の総合支援学校長	生活の本拠が属する通学区域の総合支援学校長
その他留意事項	転居を完了した場合は、住民票記載事項証明書を、入学願書を提出した総合支援学校長に提出すること。		

## 9 入学決定者発表後の処理

- (1) 中学校長は、進学した生徒について、指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票等を、**令和7年4月10日（木）**までに入学先の総合支援学校へ送付すること。
- (2) 過年度卒業生についても(1)と同様に取り扱うこと。  
 この場合において、一度特別支援学校等に入学した者が退学等により、新たに他の総合支援学校に入学する場合は、次のように取り扱うこと。
  - ア 指導要録…新たに抄本又は写しを作成し、入学先の総合支援学校へ送付する。
  - イ 健康診断票及び歯の検査票等…退学等をした特別支援学校あてに、両票を入学先の総合支援学校へ転送するよう、文書で依頼する。

別表 1

京都市立北総合支援学校及びその分校、京都市立東総合支援学校、京都市立西総合支援学校並びに京都市立呉竹総合支援学校の通学区域

学校名	通 学 区 域
北 総 合 支援学校	加茂川中学校、西賀茂中学校、旭丘中学校、衣笠中学校、烏丸中学校、上京中学校、嘉楽中学校、二条中学校、北野中学校（大將軍小学校及び仁和小学校の通学区域に限る。）、高野中学校、下鴨中学校、修学院中学校、洛北中学校、大原小中学校、花背小中学校の通学区域
北 総 合 支援学校 中央分校	北野中学校（朱雀第八小学校の通学区域に限る。）、朱雀中学校、京都御池中学校、中京中学校、松原中学校、西ノ京中学校、下京中学校、七条中学校の通学区域
東 総 合 支援学校	岡崎中学校、近衛中学校、開晴小中学校、東山泉小中学校、山科中学校、勧修中学校、大宅中学校、安祥寺中学校、音羽中学校、花山中学校、醍醐中学校、春日丘中学校、小栗栖中学校、栗陵中学校の通学区域
西 総 合 支援学校	久世中学校、蜂ヶ岡中学校、太秦中学校、嵯峨中学校、四条中学校、西京極中学校、梅津中学校、西院中学校、宕陰小中学校、双ヶ丘中学校、京都京北小中学校、桂中学校、松尾中学校、桂川中学校、檜原中学校、大枝中学校、洛西中学校、西陵中学校、大原野中学校の通学区域
呉竹総合 支援学校	八条中学校、九条中学校、洛南中学校、凌風小中学校、深草中学校、藤森中学校、桃山中学校、伏見中学校、神川中学校、桃陵中学校、向島秀蓮小中学校、向島東中学校、洛水中学校、大淀中学校（八幡市の八幡長町・八幡樋ノ口・川口高原及び久御山町大橋辺を除く。）、久御山町立久御山中学校（京都市伏見区向島下五反田に限る。）の通学区域

別表2

別表1の通学区域のうち、次の地域を調整区域とする。

(1) 京都市と八幡市及び久御山町と隣接する地域

調整地域		居住地の 中学校区	調整前の 就学先	調整内容
京都市	伏見区淀際目町 伏見区淀生津町	市立大淀 中学校	市立呉竹総合 支援学校	原則、府立八幡支援学校とする。ただし、保護者が市立呉竹総合支援学校への就学を希望される場合には、府市間で個別協議のうえ、市立呉竹総合支援学校の既設のスクールバス停留所までの保護者送迎を条件に同校を就学先とする。
	伏見区向島下五反田	久御山町立 久御山中学校	市立呉竹総合 支援学校	
八幡市	八幡樋ノ口 川口高原 八幡長町(宇治川以南)	市立大淀 中学校	府立八幡 支援学校	原則、市立呉竹総合支援学校とする。ただし、保護者が府立八幡支援学校への就学を希望される場合には、府市間で個別協議のうえ、府立八幡支援学校の既設のスクールバス停留所までの保護者送迎を条件に同校を就学先とする。
	八幡長町(宇治川以北)		府立八幡支援学校	
久御山町	大橋辺		府立八幡 支援学校	

(2) 京都市右京区京北地域

調整地域		居住地の 中学校区	調整前の 就学先	調整内容
京都市	右京区京北地域	市立 京都京北 小中学校	市立西総合 支援学校	保護者が府立丹波支援学校への就学を希望される場合には、府市間で個別協議のうえ、府立丹波支援学校の既設のスクールバス停留所までの保護者送迎等を条件に同校を就学先とする。

※受付番号	
※受付学校名	

# 入 学 願 書 [普通科]

年 月 日

(宛先) 京都市立 総合支援学校長

在学(卒業)学校名  
(〒 - )

志願者住所

志願者氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり入学を志願しますので、出願します。

## 記

入学を志願する学校名

<input type="checkbox"/>	京都市立北総合支援学校
<input type="checkbox"/>	京都市立北総合支援学校中央分校
<input type="checkbox"/>	京都市立東総合支援学校
<input type="checkbox"/>	京都市立西総合支援学校
<input type="checkbox"/>	京都市立呉竹総合支援学校
<input type="checkbox"/>	京都市立鳴滝総合支援学校

※志願者の資格(1ページ)、別表1(8ページ)の通学区域及び別表2(9ページ)の調整区域を御確認の上、[ ]内に○を記入してください。

(〒 - )

保護者住所

保護者氏名 ㊟

電話

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。その他の場合については、保護者印を押印してください。

様式 1 B

受付 ※番号	
受付 ※学校名	

高等部入学相談願

年 月 日

契  
印

(宛先) 京都市教育長

在学(卒業)  
学 校 名

住 所

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

私は、この度、京都市立総合支援学校高等部入学者決定のための入学相談を受けたので、申し込みます。

令和7年度 高等部入学相談票	
※受付番号	第 号
氏 名	年 月 日生
在学(卒業) 学校名	
※受付学校名	
印	
※入学相談 日時	月 日 ( ) : ~ : [受付] : ~ :
<p>1 本票は、入学志願に関する一切の手續受領書を兼ねます。</p> <p>2 入学相談当日携行して、その後も入学決定通知があるまで保存しておいてください。</p>	

ミ

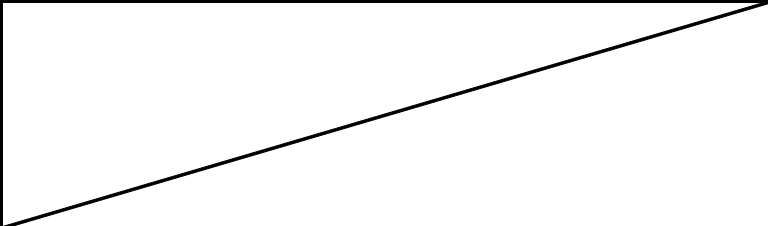
シ

ン

入学相談に関する注意事項

- ア 必ず保護者同伴でお越しください。
- イ 本票、筆記用具を忘れないでください。
- ウ 当日、急病等で欠席する場合は、受付時刻終了までに必ず相談実施校の総合支援学校長まで連絡してください。もし連絡せずに欠席された場合には、入学相談を受けられなくなります。

## 報告書

		※受付番号											
学歴	年 月 日			ふりがな							性別		
	中学校(部) ( ) 入学・入級			氏名									
年 月 日			年 月 日生										
学習の記録	必修教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	※		
	1年	評定											
	2年	評定											
	3年	評定											
		観点別 学習 状況	I										
			II										
		III											
総合的な学習の時間							総合所見						
													
校長証明													
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。													
学 校 名												年 月 日	
校 長 氏 名												(電話)	
印												記録担当者氏名	

注1 令和6年12月31日現在の記録を記入してください。

2 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのように力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。

3 「総合所見」欄は、次の事項について原則として箇条書きで記入してください。

(ア) 生徒の障害の状態、学校生活全体で見られる生徒の行動の特徴をはじめ指導上留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、生徒の住所から志望校に通学する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通しその他生徒の障害や発達の状態に関して特記すべき事項

(イ) 3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なもの

4 「観点別学習状況」欄の「I」は知識・技能に関する観点、「II」は思考・判断・表現に関する観点、「III」は主体的に学習に取り組む態度に関する観点について指導要録に記載されたA・B・Cの記号を記入してください。

# 報告書

		※受付番号			
学歴	年 月 日 中学校(部) ( ) 入学・入級	ふりがな			
	年 月 日 中学校(部) ( ) 卒業見込・卒業	氏名			
		年 月 日生		性別	
学習の記録	国語				
	社会				
	数学				
	理科				
	音楽				
	美術				
	保健体育				
	職業・家庭				
	英語				
	その他				
	特別活動				
	自立活動				
	総合的な学習の時間の記録			総合所見	
校長証明					
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。					
年 月 日					
学 校 名					
校 長 氏 名		(電話)			
		印			
				記録担当者氏名	

- 注1 令和6年12月31日現在の記録を記入してください。
- 2 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのように力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。
- 3 「総合所見」欄は、次の事項について原則として箇条書きで記入してください。
- (ア) 生徒の障害の状態、学校生活全体で見られる生徒の行動の特徴をはじめ指導上留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、生徒の住所から志望校に通学する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通しその他生徒の障害や発達の状態に関して特記すべき事項
  - (イ) 3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なもの



## 報 告 書

		※受付番号			
学歴	年 月 日 中学校(部) ( ) 入学・入級	ふりがな	性別		
	年 月 日 中学校(部) ( ) 卒業見込・卒業	氏名	年 月 日生		
学習の記録	授業の形態	教科等	学習の記録		
総合的な学習の時間の記録			総合所見		
校 長 証 明					
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。			年 月 日		
学 校 名		(電話)			
校 長 氏 名		印	記録担当者氏名		

注1 令和6年12月31日現在の記録を記入してください。

2 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのように力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。

3 「総合所見」欄は、次の事項について原則として箇条書きで記入してください。

(ア) 生徒の障害の状態、学校生活全体で見られる生徒の行動の特徴をはじめ指導上留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、生徒の住所から志望校に通学する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通しその他生徒の障害や発達の状態に関して特記すべき事項

(イ) 3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なもの

様式 3 - 1

令和 7 年度

※受付番号

## 調 査 書 [普通科]

生徒氏名				
生年月日		年 月 日生		
障害の 状態	障害の状況			
	現在までの 主な病気	・心 臓 ( ) ・消化器 ( ) ・その他 ( )	・呼吸器 ( ) ・てんかん ( ) ( )	
	言語の状態			
	手 帳	身障：無・有 ( 種 級) 療育：無・有 ( A / B )		
生活の 状態	移動手段	歩行の様子： 普通・やや困難 ( ) 補助具等の使用 ( )		
	日常生活	座位 (可・不可・ ) 寝返り (可・不可・ )		
		上肢機能 (普通・やや困難・困難・ )		
	身 辺 自 立	食 事 (自立・一部介助・全面介助・ )		
		排 泄 (自立・一部介助・全面介助・ )		
衣 服 (自立・一部介助・全面介助・ )				
その他 (自立・一部介助・全面介助・ )				
通学 の 状態	交通機関の利用	一人で (できる・訓練すればできる・できない)		
	無断外出	一人で遠くへ (行くことがある・ない)		
	一人での外出	一人で外出することが (できる・近くならできる・できない)		
	交通信号	交通信号に応じて正しく行動 (できる・できない)		
	中学校 (部) への 通学方法	中 学 校	通 学 手 段 徒歩・路線バス・電車	通 学 方 法 付添い通学・一人で通学
		中学部 (病弱を除く。)	スクールバス通学	バス停まで (付添い・一人) ( その他 )
保護 者 の 意 見	教育についての考えや学校に対する希望			
	高等部卒業後の進路			
	その他			

年 月 日

(宛先) 京都市立 総合支援学校長

## 住 所 に 関 す る 届

在学（卒業）学校名 \_\_\_\_\_

志願者住所 \_\_\_\_\_

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。  
その他の場合については、保護者印を押印してください。

上記の者は、入学を志願するに当たり、住所を下記のとおりとしますので、届け出ます。

### 記

届出の理由		(1) <input type="checkbox"/> ①京都市の区域内における転居 <input type="checkbox"/> ②京都市の区域外から京都市の区域内への転居
		(2) <input type="checkbox"/> 生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる (説明)
(1) ①京都市の区域内 における転居 及び ②京都市の区域外 から京都市の区 域内への転居の 場合に記入	転居予定の住所	(〒      -      )
	転居予定の期日	
(2) 生活の本拠が住 民基本台帳に記 載された住所と 異なる場合に記 入	住民基本台帳に 記載された住所	(〒      -      )
	日常生活の場所	

上記のとおり相違ないことを確認する。

令和 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名



# 職業学科

## 対 象

### ○職業学科を設置する総合支援学校

- 白河総合支援学校      産業総合科

[左京区岡崎東福ノ川町 9-2   TEL:075-771-5510]

- 東山総合支援学校      地域総合科

[東山区東大路渋谷下る妙法院前側町 441   TEL:075-561-3373]

- 鳴滝総合支援学校      生活産業科

[右京区音戸山山ノ茶屋町 9-2   TEL:075-461-3221]

## 1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、かつ、(4)～(8)のいずれにも該当する者であることとする。

なお、4に掲げる入学相談を、入学を希望する総合支援学校において必ず受けること。

- (1) 令和7年3月31日までに中学校若しくは義務教育学校、中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）又は特別支援学校中学部を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校等又は特別支援学校中学部を卒業した者
- (3) 総合支援学校高等部への入学に関し、中学校等又は特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者
  - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和7年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）
  - イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）
  - ウ 文部科学大臣の指定した者
  - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - オ 志願する総合支援学校の校長（以下「総合支援学校長」という。）が、中学校等又は特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 自主通学（市バス・地下鉄等を使つての通学）ができる者
- (5) 身辺自立ができ、集団生活をおくることができる者
- (6) 企業就職に向けた意欲と体力を有する者
- (7) 学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者であつて、療育手帳、身体障害者手帳を有するなど特別な支援を必要とする者
- (8) 保護者（親権を行う者又は未成年後見人その他これに準じると認められる者をいう。志願者が成年の場合には、本人。）の居住地が京都市の区域内にある者

## 2 募集

入学者の募集は、この要項により総合支援学校長が行う。総合支援学校高等部の令和7年度第1学年の募集定員は、次のとおりとする。

学 校 名	設置学科	募集定員
白河総合支援学校	産業総合科	34名程度
東山総合支援学校	地域総合科	34名程度
鳴滝総合支援学校	生活産業科	24名程度

## 3 入学までの流れ

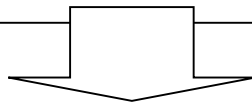
### 令和6年11月17日（日）入学相談（P19～参照）

入学を志願する総合支援学校（第1希望の学校）において入学相談を実施  
様式1A「入学相談申込書」、様式2A～2C「報告書」、様式3-2「調査書」  
を提出 ※申込期間：令和6年11月5日（火）～8日（金）



### 令和6年12月6日（金）～11日（水） 入学相談結果通知

入学相談の結果（職業学科の適・不適及び入学内定校）について、志願者が在学  
している又は卒業した、中学校等又は特別支援学校（以下「在學校等」という。）  
を経由して、志願者及び保護者（以下「志願者等」という。）に通知



### 令和6年12月16日（月）～20日（金） 入学願書提出（P23参照）

様式1B「入学願書」を入学相談の結果、内定した学校へ提出



### 令和7年1月10日（金）以降 入学決定通知

入学決定について、志願者等に通知

※ 書類の提出及び各結果通知については、在學校等を経由して行う。

#### 4 入学相談

##### (1) 実施日時及び実施場所

入学を希望する 学校・学科名	実施場所	実施日時
白河総合支援学校 産業総合科	白河総合支援学校	<b>令和6年11月17日(日)</b> <b>午前9時～午後4時15分</b> <b>受付：8時30分～</b> <b>※保護者面談は午後を実施する。</b>
東山総合支援学校 地域総合科	東山総合支援学校	
鳴滝総合支援学校 生活産業科	鳴滝総合支援学校	

##### (2) 申込期間

**令和6年11月5日(火)～11月8日(金)の午前10時から午後4時まで**  
原則、志願する学校へ持参すること。

##### (3) 提出書類

書類名	提出部数	作成者
高等部職業学科入学相談申込書 (様式1A)	1通	志願者等
報告書 (様式2A) (様式2B) (様式2C)	1通	在学等校の校長
調査書〔職業学科〕(様式3-2)	1通	保護者

注 報告書は、志願者の教育課程に応じて、様式2A、様式2B又は様式2Cのいずれかの様式を使用すること。

##### (4) 志願者等の手続

志願者等は、入学相談申込書及び調査書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印のうえ、在学等校の校長を経由して、志願する総合支援学校長に提出する。ただし、1(3)に該当するなど特別の事情によって在学等校の校長を経由することが困難又は不可能な者は、事前に志願する総合支援学校長に相談すること。

##### (5) 在学等校の校長の手続

在学等校の校長は、志願者等が作成した書類の記載事項に誤りのないことを確かめ

たうえ、所要事項を記入、及び必要箇所に押印し、その他必要書類を作成し、志願する総合支援学校長に提出すること。

(6) 実施内容

- ア 職業基礎活動
- イ 個別面接
- ウ 集団面接
- エ 学習の振り返りについての作文
- オ 保護者面談

(7) 持参品

高等部入学相談票、筆記用具、上靴（運動靴）、弁当、水筒、その他志願する学校から指示するもの

(8) やむを得ない理由による欠席者の措置

入学相談の日にやむを得ない理由によって欠席した者であって、入学相談受付時刻終了までに相談実施校の総合支援学校長に連絡した者は、追相談を受けることができる。

(9) 結果通知

在学校等から志願者等に職業学科入学の適・不適及び入学適の場合は入学内定となる学校名・学科名を通知する。

(10) その他

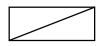
- ア 中学校の取組で作成した「学習の振り返りシート」があれば、生徒の個別面接において活用するので、申込書を提出する際に写しを提出すること。
- イ その他、配慮を必要とすると考えられる場合は、総合支援学校長にあらかじめ申し出ること。

## 5 提出書類の記入要領

(1) 提出書類記入上の注意

- ア 各提出書類の記載は、横書きとし、数字は算用数字を使用すること。
- イ 各欄については、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。
  - (イ) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。
  - (イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。



- (ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を○で囲むこと。
- (エ) ※欄は、在學校等では記入しないこと。
- (オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は斜線 (  ) で抹消すること。

(2) 報告書について

ア 指導要録に基づき、障害や発達の状態の判定に資するように作成すること。

なお、第3学年については、過年度卒業者を除き、令和6年10月31日現在の記録を記入すること。

報告書の様式は、次の表に掲げるところによる。

志願者の教育課程	報告書の様式
中学校に準じた教育課程	様式2A
育成学級（学校教育法第81条に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。）の教育課程（発達遅滞）	様式2B
主として領域・教科を合わせた指導を行う教育課程 主として自立活動の指導を行う教育課程	様式2C

イ 「学歴」欄の1段目には中学校等への入学日を記入すること。また、中学校等在学中に育成学級に入級した場合は、入級日を記入し、入級を○で囲むこと。2段目には中学校等名を明記し、卒業見込み又は卒業について該当するものを○で囲むこと。育成学級在籍者については、( ) 内に「発達育成」、「情緒育成」等を記入すること。

ウ 様式2Aを使用する場合の「学習の記録」の欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によって記入すること。ただし、平成29年3月以前の卒業者については記入を要しない。

- (ア) 「観点別学習状況」は、第3学年の各必修教科について、各中学校等の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。
- (イ) 「必修教科」の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年についてすべて「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」による5段階評価によって5・4・3・2・1（5を上位とする。）の評定を使用すること。

なお、育成学級及び総合支援学校に在籍する知的障害のある生徒等については、

次の（a）及び（b）の評定点を併せて記入すること。

（a）「中学校学習指導要領」に示す目標に照らして、その実現状況を5段階の評定点により記入すること。

（b）「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に示す中学部の目標又は生徒の発達状況を踏まえ各中学校等において定める目標等に照らして、その実現状況を5段階の評定点により、（ ）書きで記入すること。

（ウ）「総合的な学習の時間の記録」は、学習活動及び指導の目標や内容に基づいて各中学校等が定めた評価の観点の踏まえ、生徒の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのように力が身についたか、どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入すること。

エ 様式2 B又は様式2 Cを使用する場合の「学習の記録」の欄は、指導要録の内容に基づき、第3学年の成績を次の要領によって記入すること。ただし、平成29年3月以前の卒業者については記入を要しない。

各教科、特別活動、自立活動について、指導要領に定められた各教科等の目標、内容に照らし、到達の程度、指導内容の習得の状況等を記入すること。

領域・教科を合わせた指導がある場合は、その状況を記入すること。

なお、自立活動については、指導した事項及びその結果等について記入すること。

オ 「総合所見」欄は、次の要領によって原則として箇条書きで記入すること。

（1）障害の状態、通学の状況その他特記事項について

生徒の障害の状態、学校生活全体で見られる生徒の行動の特徴をはじめ指導上留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、生徒の住所から志望校に通学する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通しその他生徒の障害や発達の状態に関して特記すべき事項を記入すること。

なお、様式2 Aを使用する場合は、必要に応じて自立活動について指導した事項及びその結果等を記入すること。

（イ）特別活動、部活動その他行動の状況等について

3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを記入すること。

(3) 調査書について

「保護者の意見」欄には指導上の参考となる内容をできるだけ詳しく記入すること。

## 6 入学願書の提出

(1) 対象者

入学相談の結果、職業学科入学適と判定され、入学が内定した者

※入学相談を受けていない場合は、願書を提出することはできない。

(2) 提出書類

様式1B「入学願書〔職業学科〕」を在学学校等の校長を通じて志願する学校へ提出

※入学願書は、原則として、入学相談の結果、入学が内定した学校（学科）へ提出すること。

(3) 願書受付期間

**令和6年12月16日（月）～12月20日（金）の午前10時から午後4時まで**  
原則、志願する学校へ持参すること。

## 7 入学者の決定

総合支援学校長は、報告書、調査書及び入学相談の結果を資料として、総合的に判断し、入学者を決定するものとする。

## 8 入学決定通知

入学決定の通知は、在学学校等の校長を経由して**令和7年1月10日（金）以降**に志願者等に発送する。

## 9 住所の届出を要する場合等の手続

転居の予定のある者及び生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、願書を提出すること。

区 分	(1) 転居により住所の届出を要する場合		(2) 生活の本拠が 住民基本台帳に 記載された住所 と異なる場合
	①京都市の区域内に おける転居	②京都市の区域外から京 都市の区域内への転居	
入学願書に添付する書類	住所に関する届（様式4）		
提出先	入学願書を提出した総合支援学校長		
その他留意事項	転居を完了した場合は、住民票記載事項証明書を、入学願書を提出した総合支援学校長に提出すること。		

#### 10 入学決定者発表後の処理

(1) 中学校長は、進学した生徒について、指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票等を、**令和7年4月10日（木）**までに入学先総合支援学校へ送付すること。

(2) 過年度卒業生についても（1）と同様に取り扱うこと。

この場合において、一度特別支援学校等に入学した者が退学等により、新たに他の総合支援学校に入学する場合は、次のように取り扱うこと。

ア 指導要録…新たに抄本又は写しを作成し、入学先総合支援学校へ送付する。

イ 健康診断票及び歯の検査票…退学等をした特別支援学校あてに、両票を入学先総合支援学校へ転送するよう、文書等で依頼する。

### 高等部職業学科入学相談申込書

年 月 日

(宛先) 京都市教育長

		※受付番号	
生徒	在学(卒業) 学校名	[ ] 学校 <input type="checkbox"/> 育成学級 <input type="checkbox"/> 普通学級 <input type="checkbox"/> 令和7年3月卒業見込み <input type="checkbox"/> 年 月卒業	
	住 所	〒	
	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
保護者	住 所	〒	
	電 話	( )	
	ふりがな 氏 名	(署名又は記名押印) <span style="float:right">㊟</span>	

上記の者は、この度、京都市立総合支援学校高等部職業学科入学相談を受けたいので、申し込みます。

記

入学を希望する学校名及び学科名

<p>[ ] 京都市立白河総合支援学校 産業総合科</p> <p>[ ] 京都市立東山総合支援学校 地域総合科</p> <p>[ ] 京都市立鳴滝総合支援学校 生活産業科</p> <p>※入学を希望する [ ] 内に○を記入してください。</p> <p>※複数の希望がある場合は、第1希望に①、第2希望に②、第3希望に③と記入してください。</p>
--

契 印

<b>令和7年度 高等部入学相談票</b>		※受付番号	
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
在学(卒業) 学校名			
日 時	<b>令和6年11月17日(日) 9:00~16:15 [受付は8:30~]</b> ※入学相談会場は入学を希望(第1希望)する総合支援学校です。 ※保護者面談は午後を実施します(時間は別途通知)。		
※受付学校名	㊟		
備考 1 本票は入学相談に関する一切の手続受領書を兼ねますので、入学相談後も保存してください。 2 入学相談当日は、本票、筆記用具、上靴(運動靴)、弁当・水筒等を忘れないでください。			

※受付番号	
※受付学校名	

## 入 学 願 書 [職業学科]

年 月 日

(宛先) 京都市立 総合支援学校長

在学(卒業)学校名 \_\_\_\_\_  
(〒 - )

志願者住所 \_\_\_\_\_

志願者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日生

上記の者は、下記のとおり入学を志願しますので、出願します。

	学校名	学科名
志願する 学校名等		

※志願する学校名等は原則として、入学相談の結果、内定した学校名・学科名を記載してください。

※京都市立総合支援学校高等部職業学科は以下の3つです。

- ・白河総合支援学校 産業総合科
- ・東山総合支援学校 地域総合科
- ・鳴滝総合支援学校 生活産業科

(〒 - )

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。その他の場合については、保護者印を押印してください。

契 印

ミ シ ン

令和7年度 入学願書 [職業学科]受取票		※受付番号	
		※受付学校名	
氏名		生年月日	年 月 日
在学(卒業)学校名		備考 本票は入学志願に関する一切の手続受領書を兼ねますので、その後も入学決定通知があるまで保存しておいてください。	

## 報告書

		※受付番号											
学歴	年 月 日			ふりがな								性別	
	中学校(部) ( ) 入学・入級			氏名									
	年 月 日				年 月 日生								
学習の記録	必修教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	※		
	1年	評定											
	2年	評定											
	3年	評定											
		観点別 学習 状況	I										
			II										
		III											
総合的な学習の時間							総合所見						
校 長 証 明													
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。													
										年	月	日	
学 校 名										(電話)			
校 長 氏 名										印			
										記録担当者氏名			

注1 令和6年10月31日現在の記録を記入してください。

2 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのように力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。

3 「総合所見」欄は、次の事項について原則として箇条書きで記入してください。

(ア) 生徒の障害の状態、学校生活全体で見られる生徒の行動の特徴をはじめ指導上留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、生徒の住所から志望校に通学する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通しその他生徒の障害や発達の状態に関して特記すべき事項

(イ) 3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なもの

4 「観点別学習状況」欄の「I」は知識・技能に関する観点、「II」は思考・判断・表現に関する観点、「III」は主体的に学習に取り組む態度に関する観点について指導要録に記載されたA・B・Cの記号を記入してください。

## 報告書

		※受付番号			
学歴	年 月 日 中学校(部) ( ) 入学・入級	ふりがな	性別		
	年 月 日 中学校(部) ( ) 卒業見込・卒業	氏名	年 月 日生		
学習の記録	国語				
	社会				
	数学				
	理科				
	音楽				
	美術				
	保健体育				
	職業・家庭				
	英語				
	その他				
	特別活動				
	自立活動				
	総合的な学習の時間の記録			総合所見	
校 長 証 明					
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。					
年 月 日					
学 校 名		(電話)			
校 長 氏 名		印			
				記録担当者氏名	

注1 令和6年10月31日現在の記録を記入してください。

2 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのように力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。

3 「総合所見」欄は、次の事項について原則として箇条書きで記入してください。

(ア) 生徒の障害の状態、学校生活全体で見られる生徒の行動の特徴をはじめ指導上留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、生徒の住所から志望校に通学する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通しその他生徒の障害や発達の状態に関して特記すべき事項

(イ) 3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なもの



# 報告書

		※受付番号			
学歴	年 月 日 中学校(部) ( ) 入学・入級	ふりがな			
	年 月 日 中学校(部) ( ) 卒業見込・卒業	氏名			性別
学習の記録	授業の形態	教科等	学習の記録		
総合的な学習の時間の記録			総合所見		
校長証明					
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。					
学 校 名				年 月 日	
校 長 氏 名		印	(電話)		
				記録担当者氏名	

- 注1 令和6年10月31日現在の記録を記入してください。
- 2 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのように力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。
- 3 「総合所見」欄は、次の事項について原則として箇条書きで記入してください。
- (ア) 生徒の障害の状態、学校生活全体で見られる生徒の行動の特徴をはじめ指導上留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、生徒の住所から志望校に通学する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通しその他生徒の障害や発達の状態に関して特記すべき事項
  - (イ) 3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なもの

様式 3 - 2

令和 7 年度

※受付番号

## 調 査 書 [職業学科]

生徒氏名			
生年月日		年 月 日生	
障害の 状態	障害の状況		
	現在までの 主な病気	・心臓 ( ) ・消化器 ( ) ・その他 ( )	・呼吸器 ( ) ・てんかん ( )
	言語の状態		
	手帳	身障：無・有 ( 種 級) 療育：無・有 ( A/B )	
生活の 状態			
通学 の 状態			
保護 者 の 意 見	教育についての考えや学校に対する希望		
	高等部卒業後の進路		
	その他		

年 月 日

(宛先) 京都市立 総合支援学校長

## 住 所 に 関 す る 届

在学（卒業）学校名 \_\_\_\_\_

志願者住所 \_\_\_\_\_

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。  
その他の場合については、保護者印を押印してください。

上記の者は、入学を志願するに当たり、住所を下記のとおりとしますので、届け出ます。

### 記

届出の理由	(1) <input type="checkbox"/> ①京都市の区域内における転居 <input type="checkbox"/> ②京都市の区域外から京都市の区域内への転居	
	(2) <input type="checkbox"/> 生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる (説明)	
(1) ①京都市の区域内 における転居 及び ②京都市の区域外 から京都市の区 域内への転居の 場合に記入	転居予定の住所	(〒 - )
	転居予定の期日	
(2) 生活の本拠が住 民基本台帳に記 載された住所と 異なる場合に記 入	住民基本台帳に 記載された住所	(〒 - )
	日常生活の場所	

上記のとおり相違ないことを確認する。

令和 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

